

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6-1 (2)いじめ等の相談体制強化に向けて

いじめに対する迅速な対応について、また自殺を防ぐための取り組み強化としてスクールカウンセラーの常勤配置・児童相談所の充実強化に努めること。さらに福祉との連携を強めるためスクールソーシャルワーカーの配置を充実すること。

（回答）

府内の全ての公立中学校では、児童生徒、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言を行い、いじめ、不登校、暴力行為の早期発見、早期対応を図るため、臨床心理士資格を有するスクールカウンセラーを配置しております。

また、学校と福祉をつなぐ専門家として社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを政令市・中核市を除く市町村に派遣しております。なお、政令市・中核市においては、直接国事業を活用し措置しております。

今後とも、学校と関係諸機関との連携が円滑に図られますよう支援するとともに、国事業等を活用しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進して参ります。

また府立高校では、教育相談機能の充実をめざし、昨年度から「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、臨床心理士を要望のあった府立高校151校に配置しております。

活動については、1回3時間、年間15回を上限としており、常駐の配置は困難ですが、効率的に運用するため、主にケース会議における教員へのコンサルテーションを行っており、生徒・保護者の状況に応じて外部機関等との連携を提案するなどしております。

また、平成21年度より、臨床心理学等を専攻している大学院生の実習を府立高等学校で受け入れ、生徒の心のケアを支援しているところであります。今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めてまいります。

さらに生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあります。SSWの配置は困難ですが、福祉機関等の関係機関と連携して、生徒の環境にはたらきかける取組を進めている学校もあり、こういった学校の取組を支援する方策について研究してまいります。

（回答部局課名）

教育委員会 教育振興室 高等学校課、市町村教育室 小中学校課